

# 地域新電力会社設立調査業務仕様書

## 1 業務名

地域新電力会社設立調査業務

## 2 業務の目的

令和7年に策定した美瑛町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）では、「産業間をつなぐ循環の『環』」、「豊かで多様な暮らし方を実現する環境の『環』」、「レジリエンス強化に向けた協調という『和』」、「町外との協力や人々のつながりの『輪』」の4つの『わ』を基本理念とし、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入と省エネルギー化を通じて、環境価値と経済価値、防災力向上を両立させるゼロカーボンなまちづくりを推進しており、その取組の一つとして、地域内経済循環等の課題解決を図るため、地域の再エネ電力を地域内に供給する取組を進めている。

本業務は、地域の再エネ電力を最大限活用することを前提に、地域新電力会社等の設立に向けた調査検討を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

上記、業務の目的を踏まえ、以下の業務を実施する。ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案はこれを妨げない。

### （1）地域新電力会社設立に向けた事前検討

電力需要量調査、再エネ電力供給量調査

### （2）事業計画の作成

事業範囲・規模、再エネ電力の地産割合と電源調達、事業手法と実施体制（自社・バランスグループなど）、事業リスクを踏まえた事業計画の検討

### （3）事業化に向けた手順とスケジュール

会社設立に関する各種申請の流れ、資本構成、事業手法などの説明

### （4）意見徴収

本業務の実施にあたり、「美瑛町ゼロカーボン推進協議会」において業務の進捗状況及び検討内容を報告し、委員の意見を聴取し、必要に応じて業務内容に反映させなければならない。

また、町民及び関係事業者を対象とした説明会等を開催し、本業務に関する意見を広く徴収し、その結果を整理のうえ報告書に反映させるものとする。

(5) 業務のスケジュール (予定)

令和8年 6月：業務開始

令和8年10月：業務中間報告

令和9年 3月：業務完了

5 成果品

(1) 中間報告書

(2) 成果報告書

(3) 成果報告書概要版

(4) 打合せ記録等

(5) その他 (上記に係る各種電子データを含む)

6 打合せ

業務着手時、中間、業務完了時のほか随時必要に応じて打合せを行うものとする。なお、業務責任者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに出席するものとする。

7 議事録

業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、本町へ報告するものとする。

8 その他

(1) 業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 業務を円滑に遂行するために、逐次、町と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、町の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。

(3) 著作権をはじめとする本業務の成果品における一切の権利は町に帰属すること。

(4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が別途協議する。